

1 趣旨

この事業は、琉球大学（以下「本学」という。）の女性研究者が介護を目的とした帰省に際して航空券を購入する場合、その費用の一部を補助し、仕事と家庭生活の両立を支援することを目的とする。

2 申請要件

介護帰省費用補助事業（以下「補助事業」という。）に申請できる者は次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学女性研究者（社会保険加入の非常勤職員、日本学術振興会特別研究員（PD 又は RPD）を含む）で、要介護状態にある家族を介護するため帰省する必要がある者。
- (2) 上記のうち、配偶者（届け出をしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情がある者を含む。）を有する場合は、原則として当該配偶者が有職者である者に限る。
- (3) 上記（1）、（2）のうち、各航空会社が提供するいずれかの介護帰省割引制度に登録し、これが適用される者。

3 補助対象範囲

補助事業の対象範囲は、次に掲げるいずれかに当てはまる場合とする。

- (1) 申請者の「2親等以内の親族」が要介護・要支援認定を受けている場合。
- (2) 介護帰省割引制度により航空券を購入、利用した場合。
- (3) 介護帰省割引制度の登録者で介護帰省割引航空券を下回る価格の航空券を購入、利用した場合。
- (4) その他、介護帰省割引制度に準じ、本学において所定の手続きにより必要と認められた場合。

※上記（2）又は（3）の航空券購入において、普通席以外の上位の座席を利用する場合は補助対象外とする（利用希望の航空便普通席が満席である等、やむを得ず利用する場合は、アップグレードによる差額を差し引いた金額を対象に補助する）。

4 補助の内容

補助事業の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 那覇空港から発着する各航空会社の路線のうち、介護帰省割引制度に定めた区間に限り、申請者本人の航空券代に対して以下のとおり補助する。なお、原則として、利用航空会社および航路（経由地）は問わないものとする。
 - ① 帰省1回あたり往復の料金の半額。
 - ② 補助金額は1人あたりの上限を次のとおりとする。

那覇⇄県内離島区間利用の場合 20,000円

那覇⇄県外区間利用の場合 50,000円

(2) 対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

但し、3月31日までに那覇空港に帰着する便の利用に限る。

(3) 航空券予約取消し等に伴う払い戻しの際に係る手数料は自己負担とする。

5 申請方法

補助事業の利用を希望する者は、応募締切日までにジェンダー協働推進室（以下「推進室」という。）指定のFormsを入力・送信する。

なお、応募締切までに指定のFormsを送信していない場合は、選考の対象とならない。

指定Forms「女性研究者介護帰省費用補助事業利用申請書」

<https://forms.office.com/r/r5ahWHujkg>

6 航空券の購入方法

申請者本人が、直接各航空会社から航空券を手配・購入するものとする。

7 採択人数

若干名

8 申請締切

令和6年4月12日（金）午後5時（厳守）

9 選考方法

(1) 推進室において選考会を設け、応募締切日までに提出された必要書類を以て申請資格の確認を行う。

(2) 当該制度の目的に鑑み、介護が必要な状況、本制度のこれまでの利用状況、推進室が主催する事業への積極的参加・協力等を参考に、「国立大学法人琉球大学女性研究者介護帰省費用補助事業選考基準」に沿い慎重かつ厳正な審査を実施し、利用者を決定する。

10 選考結果の通知

選考の結果については、申請者及び申請者の所属する部局等の長へ通知する。

11 選考後の提出書類

採択された利用者は、下記の証憑書類を推進室へ提出しなければならない。

なお、書類の不備がある場合や期日を過ぎた提出となる場合には採択を取り消すことがある。

- (1) 要介護状態にある家族の介護保険証（写し）又は介護認定結果通知書（写し）。但し、認定有効期間内のものに限る。
- (2) 介護帰省割引制度の利用者であることを確認できる書類（介護割引パス、登録情報画面の写し等）。但し、有効期限内のものに限り、年度途中で期限が切れる場合はこれを更新することとする。
- (3) その他、必要に応じて別途、世帯状況及び航空券利用状況等を確認できる書類の提出を求めることがある。

1 2 補助金の請求

補助金の請求は選考結果通知後に行うものとし、精算払いにより支給する。該当者は介護帰省補助事業補助金に係る「立替払請求書」（別紙様式第1号）を、本人氏名が記載された領収書（原本）及び搭乗半券（原本）もしくは搭乗証明書を添付し、当月分を一括して翌月5日までに、学長あてに請求するものとする。但し、3月の利用分については4月1日までに提出するものとする。

尚、領収書原本を紛失した場合や期日以降に提出の場合には、補助が認められないことがある。

1 3 利用報告

利用者は、本補助事業を利用し帰省した場合には、1回の帰省毎の女性研究者介護帰省費用補助事業利用報告書（別紙様式2。以下「報告書」という。）を推進室に補助金の請求と合わせて提出するものとする。

1 4 書類提出・問い合わせ先

琉球大学ジェンダー協働推進室

TEL : 098-895-8675（内線 8675・2675）

E-mail : gender@acs.u-ryukyu.ac.jp

HP : <https://www.gender.jim.u-ryukyu.ac.jp/>

1 5 留意事項

- (1) 本制度の申請及び選考手続き中に本室が取得した申請者に関する個人情報及びプライバシーに係る情報は、本制度の選考及び将来の改善に限り利用し、法令に基づき管理される。
- (2) 本制度へ申請後、申請書等の記載事項に変更が生じた場合、申請者は速やかに推進室へ連絡しなければならない。
- (3) 本制度へ申請及び採択後、利用申請対象者の要件を満たさなくなった場合、申請者又は利用者は速やかに推進室へ連絡しなければならない。
- (4) 利用者は、協働推進室が行うその他事業等へ積極的に参加・協力することが求められる。